令和六年四月二十六日(明和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。徳島県告示第二百四号)

					徳島県知事
E	3	<b>多</b> 寮斗	多折する章 唇の重頁	従事	する医療機関
E	全	<b>影</b> 援和目	記述する障害の種类	名称	所在
前川	裕子	循環器内科	心臓機能障害	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ八一五の
數藤	久 美 子	内科	心臓機能障害	阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地
		循環器内科	じん臓機能障害		
大住	真敬	総合内科	心臓機能障害	碩心館病院	小松島市江田町字大江田四四の
矢野	勇大	同	ヒト免疫不全ウイルスによる	同	同
			免疫機能障害		
高原	実香	脳神経内科	肢体不自由	徳島病院	吉野川市鴨島町敷地一
岸	揚子	小児科	同	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目=
後東	久嗣	内科	同	じぞうばし内科外科	同 西須賀町下中須
田中	祐輔	呼吸器内科	心臓機能障害	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂一八八
		内科	じん臓機能障害		